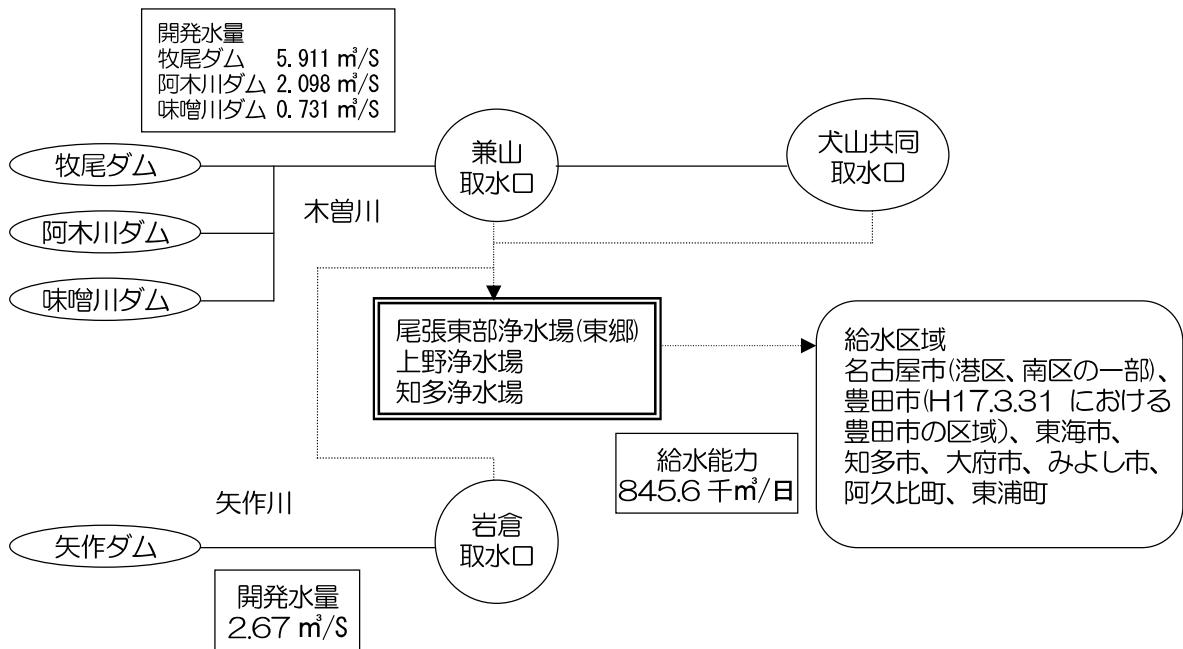


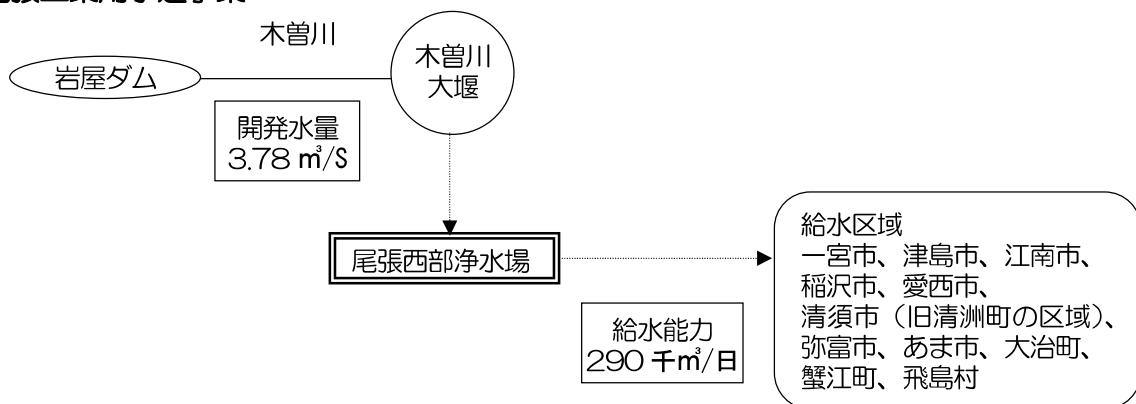
参考1 県営工業用水道事業別水利系統図



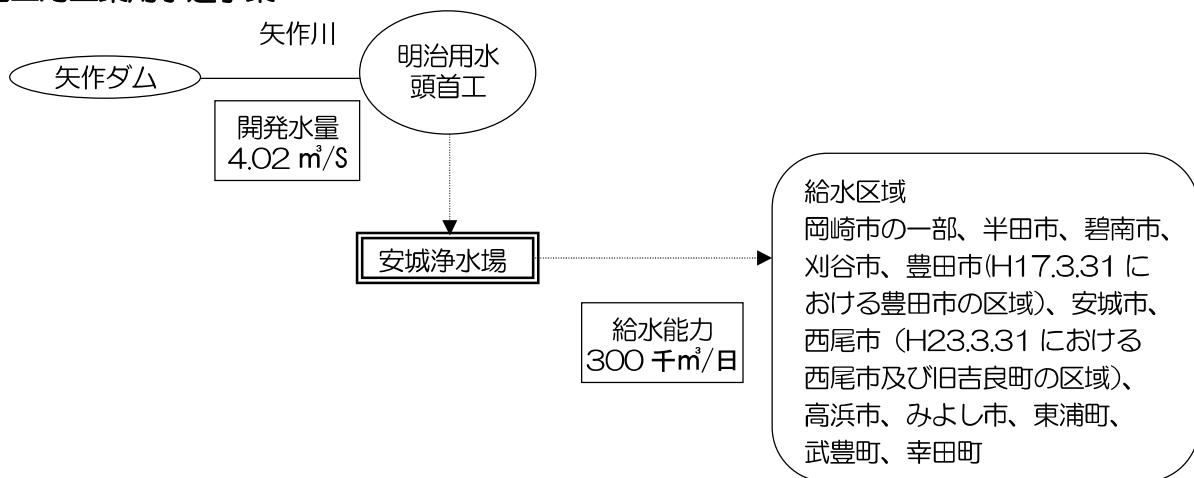
愛知用水工業用水道事業



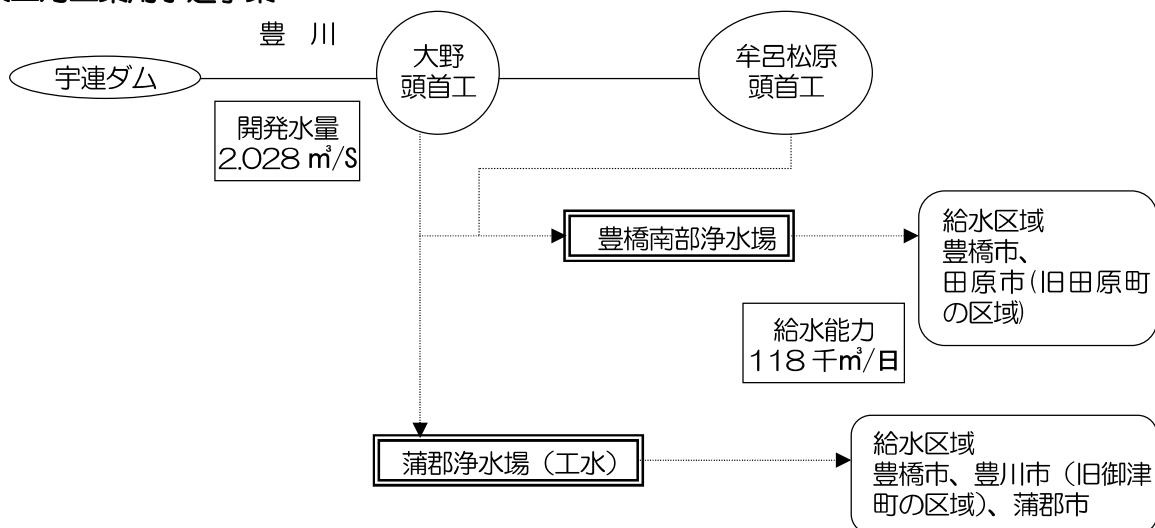
尾張工業用水道事業



西三河工業用水道事業

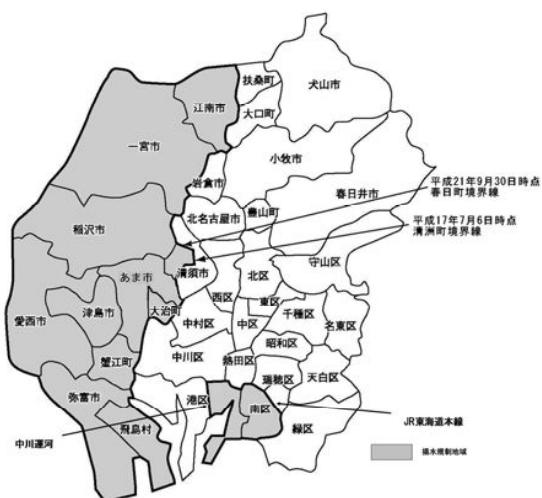


東三河工業用水道事業

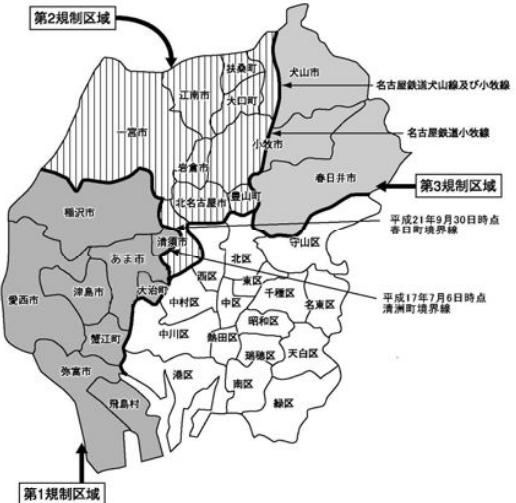


参考2 愛知県内の揚水規制と揚水量の経年変化

○工業用水法



○条例



○水量測定器設置と揚水量報告が義務づけられている区域（51市町村）



地下水揚水規制の概要

	工業用水法	県民の生活環境の保全等に関する条例	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例																				
経 過	S35. 6.17 名古屋地域揚水規制 S59. 7. 5 尾張地域揚水規制	S49. 9.30 揚水規制 S51. 4. 1 区域拡大	S49.11.16 揚水規制																				
規制地域	名古屋地域 名古屋市南区の一部、港区の一部 尾張地域 一宮市始め尾張 11 市町村	第一規制区域…稻沢市以南 第二規制区域…一宮市等 第三規制区域…春日井市等	名古屋市全域																				
規制対象用途	工業用	家用を除く全用途 ただし、工業用水法適用のものは除く	(左に同じ)																				
許可基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">名古屋地域</td> </tr> <tr> <td>地 域</td> <td>揚水機の吐出口の断面積 (cm²)</td> <td>ストレーナーの位置 (地表面下m)</td> </tr> <tr> <td>南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く。)</td> <td>46 以下 46 を超えるもの</td> <td>80 以深 300 //</td> </tr> <tr> <td>上に掲げる地域以外の地域</td> <td>46 以下 46 を超えるもの</td> <td>90 以深 180 //</td> </tr> <tr> <td colspan="3">尾張地域</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅又は 2,000 m 以深であること</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm² (直径 4.91cm) 以下であること</td> </tr> </table>	名古屋地域			地 域	揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)	ストレーナーの位置 (地表面下m)	南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く。)	46 以下 46 を超えるもの	80 以深 300 //	上に掲げる地域以外の地域	46 以下 46 を超えるもの	90 以深 180 //	尾張地域			(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅又は 2,000 m 以深であること			(2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm ² (直径 4.91cm) 以下であること			<p>(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm² 以下であること (3) 揚水機の原動機の定格出力 2.2kW 以下であること (4) 1 日当たりの事業所総揚水量 350 m³ 以下であること</p>
名古屋地域																							
地 域	揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)	ストレーナーの位置 (地表面下m)																					
南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く。)	46 以下 46 を超えるもの	80 以深 300 //																					
上に掲げる地域以外の地域	46 以下 46 を超えるもの	90 以深 180 //																					
尾張地域																							
(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅又は 2,000 m 以深であること																							
(2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm ² (直径 4.91cm) 以下であること																							
その 他	許可井戸の使用者は、井戸使用状況報告の義務	揚水機の吐出口の断面積（2つ以上の揚水設備がある場合はその合計）が 19 cm ² を超えるものは、水量測定器設置、揚水量報告義務	(左に同じ) 揚水設備以外の設備（断面積が 6 cm ² 以下のもの）のうち家用のもの以外の設置届出・揚水量報告義務 地下掘削工事の届出及びその際の地下水のゆう出量の報告義務																				

問 合 せ 先

地下水採取に関する規制、水量測定器の設置、融資制度についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取扱っています。

1) 工業用水法尾張地域及び県民の生活環境の保全等に関する条例

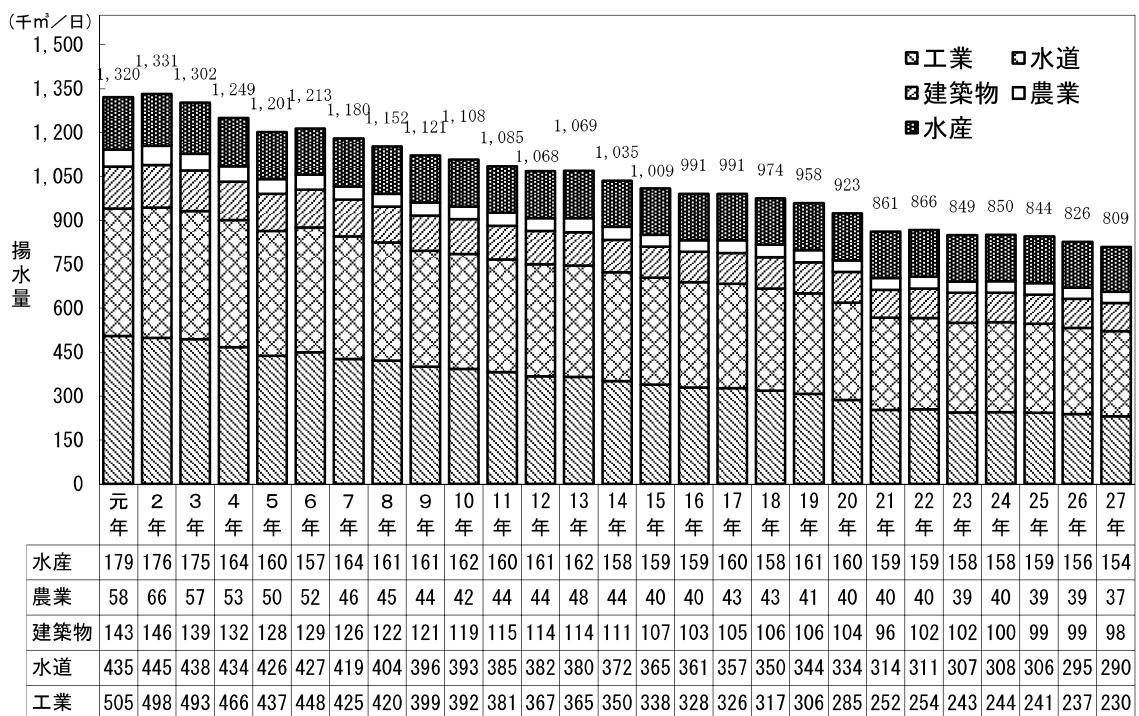
所轄の県民事務所等環境保全課

愛知県環境部水地盤環境課 TEL (052) 954-6223、6224

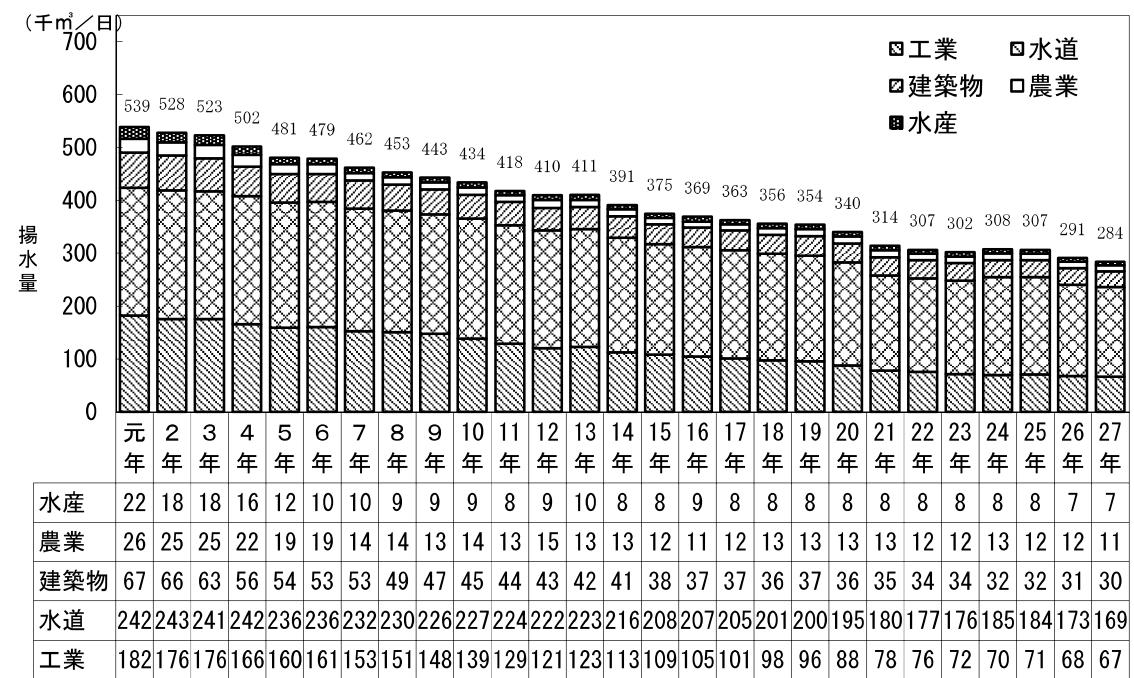
2) 工業用水法名古屋地域及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

名古屋市環境局地域環境対策課 TEL (052) 972-2675

愛知県の地下水総揚水量



尾張地域地下水総揚水量



(注) 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規制区域 19 市町村。

資料: 県環境部

参考3 工場・事業場に対する排水規制等について

1 排水規制の概要

水質汚濁防止法（以下、「法」という。）により、汚水又は廃液を排出する施設として種々の特定施設が定められています。特定施設を設置する製造業、サービス業等の工場・事業場（特定事業場）からの排出水には、濃度規制と総量規制が適用されており、その概要は表1のとおりです。

濃度規制としては、pH、BOD 等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質に係るものがあり、全国一律に基準が定められています。

さらに本県では、水質保全を一層推進するため、条例により全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めています。

また、総量規制としては、COD、窒素及びりんが規制項目として定められています。

表1 愛知県における排水規制等の概要

	物質又は項目名	規制時期	根拠	排水基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	S46. 6.24 S47. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50 m ³ 以上排出する特定事業場 ・50 m ³ 未満の特定事業場を含む (水域、業種等により対象規模等が異なる)
	窒素、りん	S60. 7.15 H 5.10. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に 50 m ³ 以上排出する特定事業場※ ・伊勢湾及びその流入河川に 50 m ³ 以上排出する特定事業場(※を除く)
濃度規制 健康項目	カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	S46. 6.24	水質汚濁防止法	・すべての特定事業場 (上乗せ条例により一部地域でシアンを規制している。)
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	H 1.10. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン 他 10 物質	H 6. 2. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	ほう素、ふつ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	H13. 7. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,4-ジオキサン	H24. 5. 25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制	COD	S55.7.1	水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に 50 m ³ 以上排出する特定事業場
	窒素、りん	H14.10.1	水質汚濁防止法	
指導値	COD	S56.7.1	小規模事業場等 排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち一定の排水量 以上の工場等(特定事業場以外を含む)
	窒素、りん	H15.10.1		

(注) 上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

資料：県環境部

2 伊勢湾の水質浄化に対する取り組み

閉鎖性水域である伊勢湾の水質改善を図るため、昭和 55 年から有機汚濁物質の指標である COD と、平成 14 年から富栄養化の原因物質である窒素及びりんについて、国が定めた総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を推進しており、平成 24 年には第 7 次の計画を策定しています。

また、総量規制基準が適用されない小規模事業場に対しては、小規模事業場等排水対策指導要領を定め、COD、窒素及びりんについて汚濁負荷量の削減を指導しています。

表2 総量削減計画の経緯

		総量削減計画 策定年月	目標年度	削減目標		実績負荷量
				計画策定時 の実績	削減目標量	
第1次	COD	昭和 55 年 4 月	昭和 59 年度	172 t／日	163 t／日	163 t／日
第2次	COD	昭和 62 年 5 月	平成元年度	163 t／日	153 t／日	153 t／日
第3次	COD	平成 3 年 3 月	平成 6 年度	153 t／日	142 t／日	136 t／日
第4次	COD	平成 8 年 7 月	平成 11 年度	136 t／日	127 t／日	122 t／日
第5次	COD	平成 14 年 7 月	平成 16 年度	122 t／日	110 t／日	104 t／日
	窒素			78 t／日	73 t／日	70 t／日
	りん			8.7 t／日	7.6 t／日	6.1 t／日
第6次	COD	平成 19 年 6 月	平成 21 年度	104 t／日	93 t／日	90 t／日
	窒素			70 t／日	66 t／日	63 t／日
	りん			6.1 t／日	5.4 t／日	5.0 t／日
第7次	COD	平成 24 年 2 月	平成 26 年度	90 t／日	82 t／日	79 t／日
	窒素			63 t／日	62 t／日	58 t／日
	りん			5.0 t／日	4.9 t／日	4.6 t／日

資料：県環境部

総量規制基準は、事業所を 215 種の業種その他の区分に分類し、その区分ごとに定められた化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量及びりん含有量の値 (C 値) と、特定排出水の最大排水量によって以下のとおり算定されます。

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、次に掲げる算式により算定した汚濁負荷量となります。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

この式において、L、C 及び Q は、それぞれ次の値を表したものとします。

$$\left\{ \begin{array}{ll} L & \text{排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)} \\ C & \text{化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値 (該当告示※の別表第3欄(1)に掲げる値) (mg/l)} \\ Q & \text{特定排出水の量 (m³/日)} \end{array} \right.$$

2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、次に掲げる算式により算定した汚濁負荷量となります。

$$L = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_o \cdot Q_o) \times 10^{-3}$$

この式において、 L 、 C_j 、 C_i 、 C_o 、 Q_j 、 Q_i 及び Q_o は、それぞれ次の値を表したものとします。(ただし、窒素含有量及びりん含有量の場合は上記算式のうち、 C_j 、 Q_j に該当するものはありません)

L	排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)
C_j	該当告示※の別表(3)に掲げる値 (mg/l)
C_i	該当告示※の別表(2)に掲げる値 (mg/l)
C_o	該当告示※の別表(1)に掲げる値 (mg/l)
Q_j	平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(窒素含有量及びりん含有量の場合を除く) (m³/日)
Q_i	昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間(窒素含有量及びりん含有量の場合は、平成14年10月1日以後)に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日)
Q_o	特定排出水の量(Q_j 及び Q_i を除く) (m³/日)

※該当告示

項目	該 当 告 示
COD	平成24年 愛知県告示 第118号
窒 素	平成24年 愛知県告示 第119号
り ん	平成24年 愛知県告示 第120号

3 地下水汚染未然防止のための取り組み

平成24年6月1日に施行された改正水質汚濁防止法により、有害物質(※)による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、公共用水域への水の排出の有無にかかわらず、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存が義務付けられています。

※ 規制対象となる有害物質は、水質汚濁防止法施行令第2条に規定されるカドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の全28項目(平成27年9月1日現在)

問 合 せ 先

排水規制についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取り扱っています。

- ・所轄の県民事務所等環境保全課
- ・名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市 環境保全担当
- ・愛知県環境部水地盤環境課 TEL (052) 954-6222

参考4 湿水の状況

愛知県では、水の安定供給を図るためダム等の水資源開発に努めています。

ダム等の水源施設は、経済性を考慮しつつ、概ね10年に1回程度発生する湿水に対応できるよう計画されていますが、近年は少雨の年と多雨の年の降水量の差が次第に大きくなるとともに、ゲリラ豪雨が頻発する一方で、梅雨時でも雨が降らないなど、1年の中でも雨の降り方にはらつきが発生していることから、湿水発生の危険性が高まっています。

平成18年～27年の10年間では木曽川水系で5カ年、矢作川水系では3カ年、豊川水系では3カ年の節水対策を実施しております。

異常気象により、いつ大湿水が起こるとも限りません。水は生命の源であり、産業活動を支える重要な資源です。この大切な水もけっして豊富でなく、いまや限りある貴重な資源となっていることを十分認識する必要があります。

〈愛知県における近年の節水の状況〉

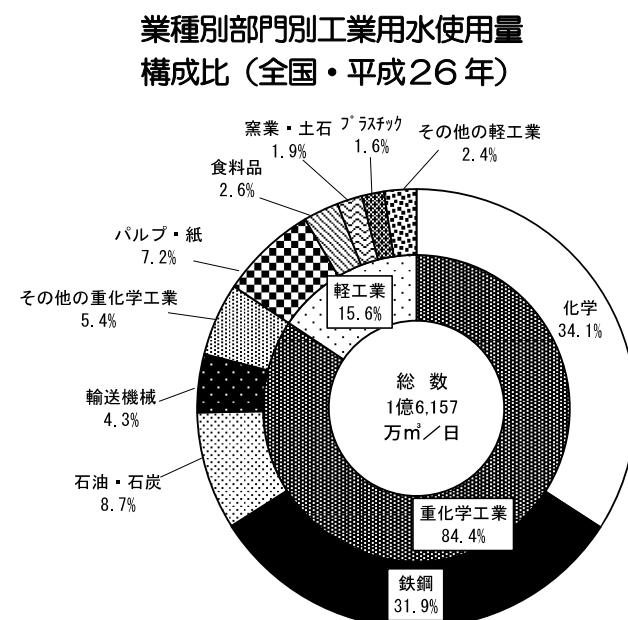
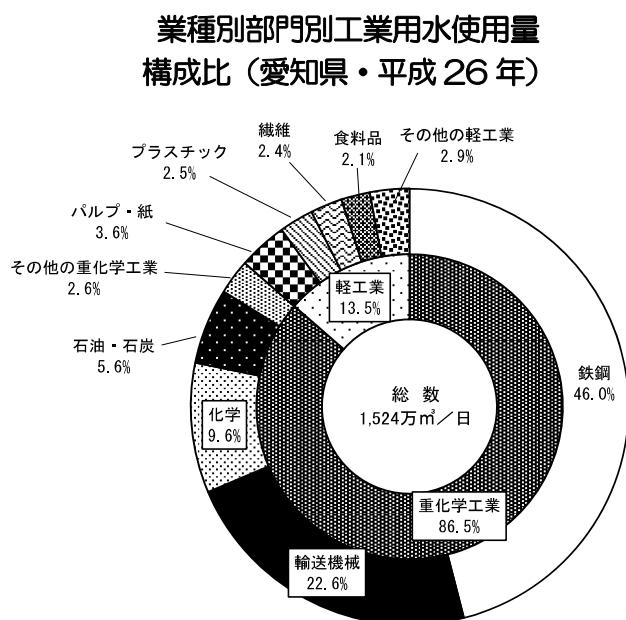
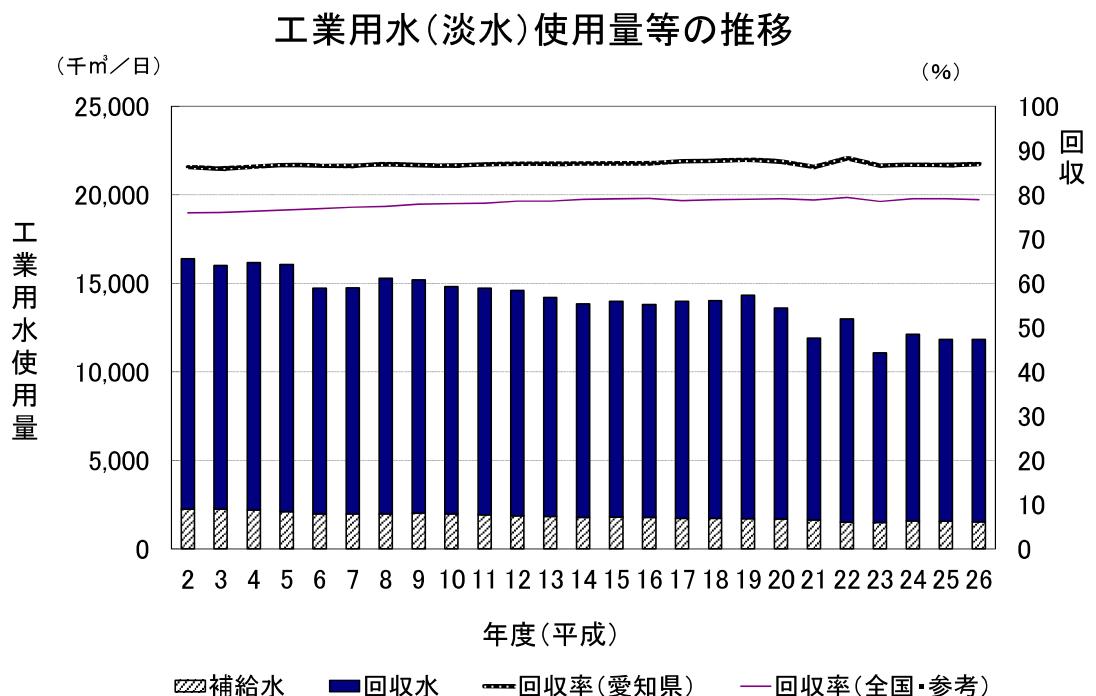
水系	ダム	用途	年		24		25		26		27		28	
			節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率	節水期間	最大節水率
木曽川	牧尾ダム	生活用水 工業用水 農業用水			6.18～6.28	5 10 5	6.27～7.10	5 10 10						
	岩屋ダム	生活用水 工業用水 農業用水	6.15～6.19	5 10 10	6.13～6.28	10 15 15								
	阿木川ダム 味噌川ダム	生活用水 工業用水												
矢作川	矢作ダム	生活用水 工業用水 農業用水							8.6～8.12	10 30 20				
	羽布ダム	生活用水 農業用水	6.5～6.25 8.19～9.12	20 隔番 かんかい										
豊川	宇連ダム 大島ダム	生活用水 工業用水 農業用水			7.26～9.18	28 40 40	7.2～7.11	5 5 5						

資料：県振興部

節
水
な
し

節
水
な
し

参考5 工業用水の使用状況(従業者 30 人以上の事業所)

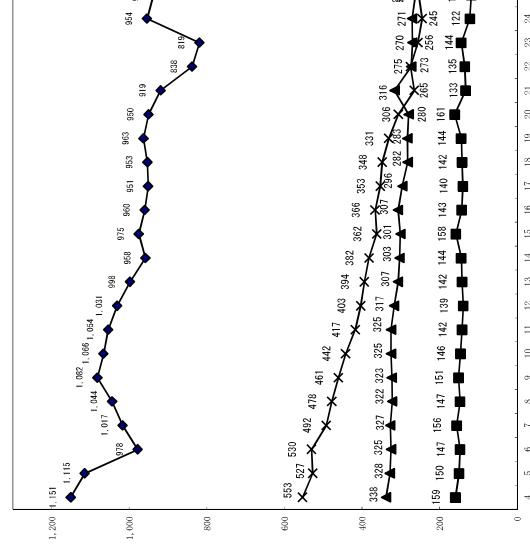


水源別工業用水使用量の推移

水 源	年 次	単位:千m ³ /日																									
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	対前年比 構成比
事 業 所 敷	4,162	4,211	4,152	4,081	4,001	3,908	3,876	3,835	3,702	3,645	3,595	3,489	3,463	3,473	3,522	3,580	3,734	3,648	3,528	3,509	3,691	3,513	3,563	3,540	101.1	-	
総 数	18,871	18,749	18,692	18,715	17,453	17,505	17,944	18,024	17,648	17,758	17,819	17,523	17,195	17,266	17,219	17,411	17,439	17,720	17,056	15,168	16,429	14,587	15,516	15,339	15,243	99.4	100.0
淡 水	16,395	16,001	16,175	16,050	14,729	14,741	15,230	15,198	14,822	14,735	14,599	14,201	13,852	13,994	13,810	13,389	14,022	14,343	13,617	11,908	12,381	11,072	12,111	11,826	11,842	100.1	77.7
工 業 用 水 道	1,115	1,141	1,151	1,115	978	1,017	1,044	1,082	1,066	1,054	1,031	986	975	960	951	953	950	953	955	938	819	954	935	99.8	6.1	-	
上 水 道	171	167	159	150	147	156	147	151	146	142	139	142	144	158	143	140	142	144	141	135	133	135	144	122	118	118	100.0
井 戸 水	598	572	553	527	492	478	461	417	403	394	382	362	348	331	306	265	275	256	245	254	246	245	246	245	245	94.5	1.6
そ の 他 の 淡 水	360	370	333	328	325	327	323	325	317	307	303	301	307	296	282	283	280	273	270	271	262	245	245	245	245	245	1.6
回 収 水	14,15	13,751	13,975	13,930	12,756	12,749	13,299	13,181	12,843	12,798	12,710	12,361	12,065	12,198	12,034	12,249	12,297	12,022	11,920	10,276	11,460	9,583	10,519	10,257	10,303	100.4	67.6
海 水	2,482	2,748	2,518	2,665	2,723	2,764	2,634	2,826	3,023	3,220	3,073	3,322	3,344	3,272	3,409	3,421	3,416	3,377	3,439	3,260	3,447	3,515	3,404	3,512	3,400	96.8	22.3

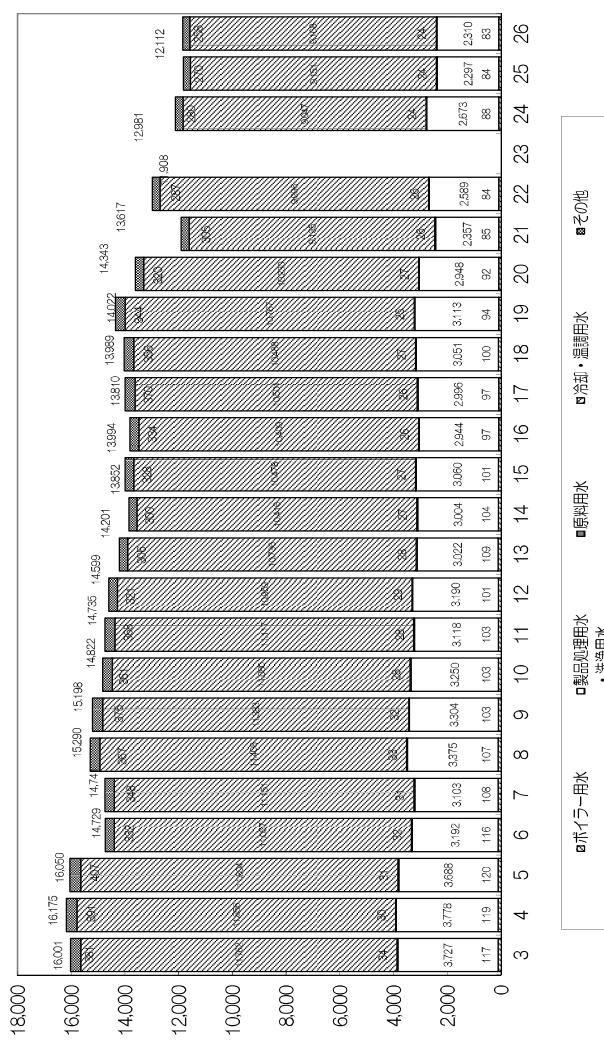
水源別淡水補給水使用量の推移

(千m³/日)



用途別工業用水(淡水)使用量の推移

(千m³/日)



※「平成 24 年経済センサス—活動調査」では、用途別水量は調査項目となつてないため、23 年のデータはない。

平成26年 産業中分類別 工業統計総括表(工業用水関係)

(従業者 30人以上の事業所)

産業中分類	総数	1日当たり水源別用水量						1日当たり用途別用水量(淡水)						その他
		公共水道		淡水		海水	総数	ボイラ用	原料用	製品処理	用水・洗浄用	冷却・温調用	その他	
		工業用水	上水道	井戸水	その他 の淡水	回収水								
総 数	15243051	11842688	935686	118100	240714	245110	10303078	3400363	11842688	83050	2309783	9167870	250030	単位:用水量 m ³
09 食料品	324681	244712	28235	19161	65172	465	131679	79969	244712	9583	12224	71009	143775	8121
10 飲料・飼料	32764	32764	2279	9445	9314	84	11642	-	32764	1754	4971	12411	12997	631
11 繊維	358748	358748	43621	958	24581	43332	245756	-	358748	4655	39	50315	294899	8840
12 木材・木製品	4987	4987	3058	1062	3	-	864	-	4987	630	-	2448	1010	899
13 家具・装備品	1585	1585	242	304	1039	-	-	-	1585	98	-	1040	171	276
14 パルプ・紙	554980	554980	32381	1147	12579	167756	341017	-	554980	6697	-	466434	76848	4901
15 印刷	2078	2078	-	1678	397	1	2	-	2078	81	-	574	445	978
16 化学	1469838	1421285	262259	3236	16516	2663	1136611	48553	1421285	15845	4235	16286	1355924	28995
17 石油・石炭	857022	262982	34157	265	398	-	228162	594040	262982	8869	7	1805	242111	10190
18 プラスチック	383472	383472	12529	8337	18048	22852	321706	-	383472	3130	-	6604	361753	11985
19 ゴム製品	241366	241366	7084	1644	7775	2993	221870	-	241366	1507	-	1233	234439	4187
20 皮革製品	27	27	-	27	-	-	-	-	27	5	-	8	-	14
21 炭業・土石	115080	115080	15450	3239	10336	877	85178	-	115080	1685	2464	17131	90830	2970
22 鋼鋼	7011415	4333615	359339	3425	4771	59	3966021	2677800	4333615	1197	-	252130	3958011	111477
23 非鉄金属	166754	166754	20209	1622	1878	720	142325	-	166754	559	-	6940	157042	2213
24 金属製品	35982	35982	2530	8805	10069	300	14278	-	35982	1074	-	15624	15116	4168
25 (はん用機械	67296	67296	1358	3403	2920	1876	57739	-	67296	376	-	3027	58789	5104
26 生産用機械	24971	24971	1114	5446	3448	-	14963	-	24971	332	-	2237	16261	6141
27 業務用機械	13056	13056	224	2160	1575	-	9097	-	13056	188	-	1265	9775	1828
28 電子部品	12650	12650	3766	2452	4057	-	2375	-	12650	456	-	8504	774	2916
29 電気機械	69365	69364	4407	5529	7446	1	51981	1	69364	1053	-	6144	57324	4843
30 情報通信機械	3068	3068	195	874	738	-	1261	-	3068	44	-	343	1399	1282
31 輸送機械	3446565	3446565	99563	32850	37357	450	3276345	-	3446565	12306	15	1364262	2035368	34614
32 その他	45401	45401	1686	1031	297	181	42206	-	45401	126	-	2009	42809	457

利用について 読み上げ・ふりがな 背景色 白 黒 青 文字サイズ 標準 拡大 言語を選択 ▾
組織でさがす > カレンダーでさがす > 目的でさがす > Google Custom Search 検索
ホーム くらし・安全・環境 観光・文化・スポーツ 健康・福祉 教育・子育て しごと・産業 県政情報

現在地 ホーム > 組織でさがす > 農林基盤局農地計画課 > あいちの農業用水展を開催しました

あいちの農業用水展を開催しました

掲載日:2016年9月16日更新

あいちの農業用水展について

木曽川、矢作川、豊川という三大河川を抱える愛知県では、古くから大規模な農業用水の開発が行われてきました。また、工業用水、水道用水とともに共同で利用される大規模総合用水として、本県の農業のみならず、製造品出荷額が全国第1位である工業の発展や、地域の人々の暮らしにも大きく寄与しています。

水は、農家や先人の努力の積み重ねによって守り育まれてきた地域固有の財産といえるものであり、それぞれの流域の生活・文化・経済・環境等と深い関わりを持っています。

こうした長い歴史によって培われてきた農業用水を中心に、水の重要性について広く県民の皆様にお知らせし、関心を高めてもらうために、愛知県農林水産部では、「水の週間」の関連行事として、平成3年度から「あいちの農業用水展」を開催しています。

平成28年8月6日(土曜日)の開催状況

今年度は、農業用ため池として全国最大級の貯水量を誇る入鹿池(犬山市)が昨年10月に県内初となる「世界かんがい施設遺産」に登録されたことから、入鹿池に関する内容を加え、入鹿池に隣接する『博物館明治村』にて開催しました。

<オープニングセレモニーの様子>



・オープニングセレモニーでは、犬山市公式キャラクターわん丸君とモリゾー・キッコロにも登場してもらい、テープカットを行いました。

テープカット参列者:愛知県 大村知事、犬山市 山田市長、愛知県土地改良事業団体連合会 中野会長、
地元県議会 原県議員、入鹿用水
土地改良区 高木理事長、公益財団法人愛知・豊川用水振興協会 溝田理事長

・竹水鉄砲合戦では、大村知事率いる「チームモリコロ」と、山田市長率いる「チームわん丸君」に分かれ、どちらが先にターゲットのボイを射抜くことが出来るか対戦しました。結果は引き分けでしたが、皆で楽しみながら水に親しんでいただきました。

<パネル展示、竹水鉄砲作り体験の様子>



・来村者の方に農業用水に関するアンケートやクイズに答えて頂き、8割以上の方から、「良かった・勉強になった」「新しい発見があった」といったご意見を頂きました。

・竹水鉄砲作り体験では、竹水鉄砲合戦実行委員会に御協力をいただき、竹水鉄砲の作り方などを教えてもらいました。

あいちの農業用水展を開催しました - 愛知県

<水槽展示・魚つりゲームの様子>



・田んぼや水路に生息する生き物の水槽展示を行い、普段見ることの少ない生き物に興味を持っていただきました。

・魚つりゲームでは、水槽展示の生き物の名前を覚えてもらうなど、親子で楽しみながら勉強できる企画を催しました。

このページに関する問合せ先

農林基盤局農地計画課

計画グループ

Tel:052-954-6431 Fax:052-954-6935

[メールでの問合せはこちら](#)

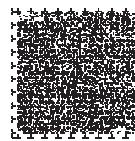
[● 一つ前のページに戻る](#) [● このページのトップへ](#)

このホームページについて | 個人情報の取扱い | 免責事項・リンク | RSS配信

[シェアする](#) [ツイート](#) [LINEで送る](#) [ソーシャルメディア一覧へ](#)

愛知県
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 代表電話: 052-961-2111 (県機関の連絡先は[こちら](#))
法人番号1000020230006

Copyright (C) Aichi Prefecture. All rights reserved.



これからも 変わらぬ安心 届けます
県営水道・工業用水道



企業庁
3-3-41

ほんとうに水は無限なのでしょうか

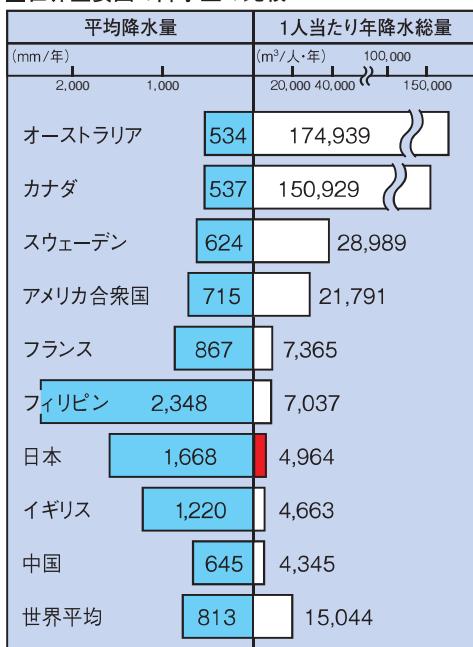
■太古の昔から変わらない水の量

地球上の全水量はおよそ14億km³で、その97%が海水です。この水は、地球の表面から蒸発して雲になり、雨や雪となって、また地上に降りてきます。そして、川や地下水となり、やがて海に戻っていくのです。このような循環をくり返す水は、太古の昔から増えも減りもしていないのです。自然の大いなる恵みでもある水は、新たにつくりだすことのできない貴重な財産といえるでしょう。

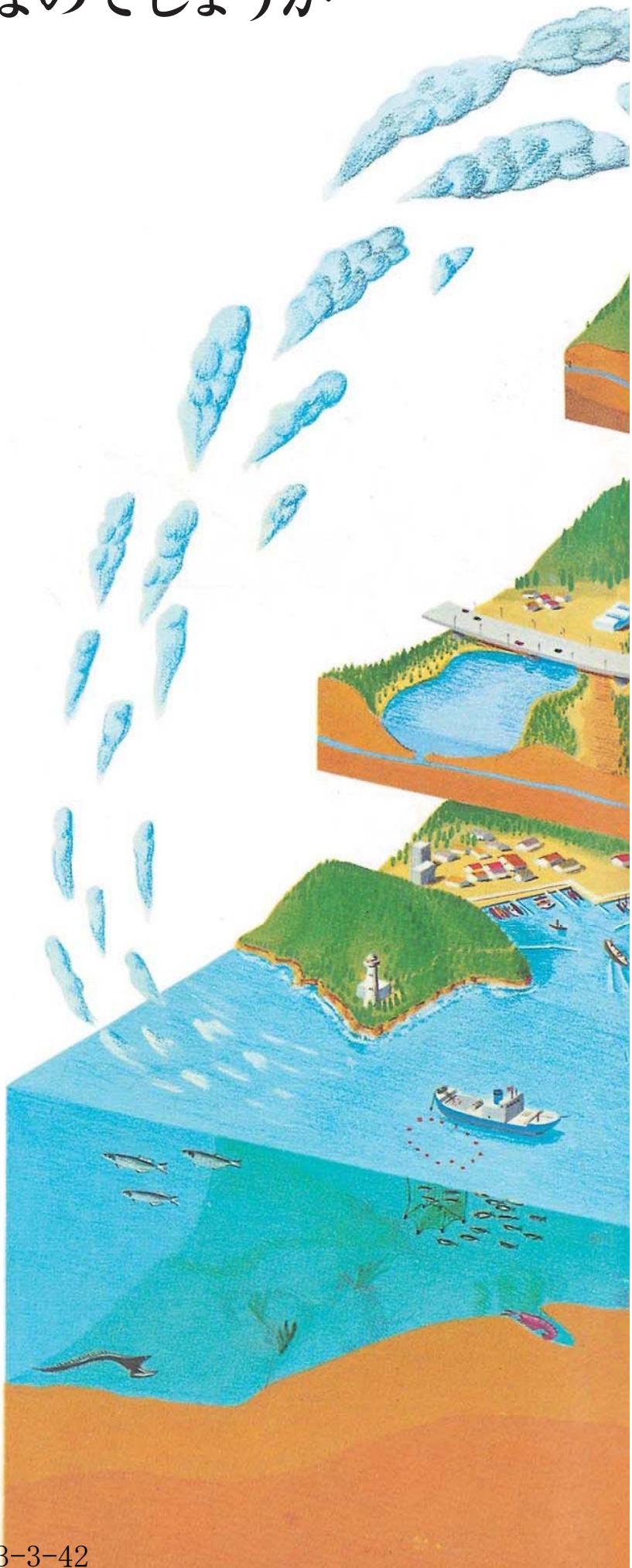
■水は限りある資源です

水の循環の中で私たちは水を利用しているわけですが、大切に利用しないと使える水がなくなってしまうこともあるのです。日本は、人口1人あたりの降水量が少ない国です。そのうえ、河川の流域面積も小さく急勾配であるため、降った雨を平均化して流すことができないのです。日本の水資源は、決して豊かとは言えません。すべての人が水の恩恵にあずかるために、ひとりひとりが、いま一度水の上手な使い方を考える必要があります。

■世界主要国の降水量の比較

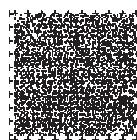


(参考文献) 「平成27年版 日本の水資源」国土交通省土地・水資源局水資源部



ご理解ください、県営水道

Q&A



Q1

なぜダムをつくるねばならないのですか。

A1

水道は食事、洗濯、トイレなど私たちの暮らしに欠かせないものです。必要な時に必要なだけ水道の水を使うことができるよう降った雨をダムに貯めています。でも雨が降らないとダムの水が少なくなり、節水や断水になることもあります。最近は、雨が降らない日が長くづくことがよくありますので、ダムに水が貯まりにくくなっています。そこで雨が降らない時でも安心して水が使えるように降った雨を貯めておくためのダムを作る必要があります。



Q2

水が、水源地から家庭に届くまで、どのくらいかかりますか。

A2

ところによって異なりますが、尾張地域の場合でみると、岩屋ダムから犬山浄水場までは、およそ15時間ぐらいで、浄水場から家庭まで遠いところも近いところもありますが、平均して30時間ぐらいかかります。

Q3

水道水には色々な物質が含まれていると聞きましたが、県営水道の水は大丈夫ですか。

A3

水道水に必要な条件は、衛生的で安全であること、使用するときに不快感や不安感がないことなどですが、それを満たすために水質基準が定められていますので、定期的に水質検査を行い、基準に適合していることを確認しています。

また、厚生労働省の「おいしい水研究会」の決めた“おいしい水の要件”にも適合していますので、安心しておいしく飲んでいただけると思います。



Q4

現在県営水道の1日の給水量は、どのくらいですか。

A4

平成27年度の年間給水量は、約4億1千8百万m³となっており、平均すると毎日約114万m³の水を送ったことになりますが、水の使用量が増加する夏には1日最高約130万m³を送水しました。また、平成28年度は、年間約4億2千1百万m³、1日平均約115万m³を給水する予定です。

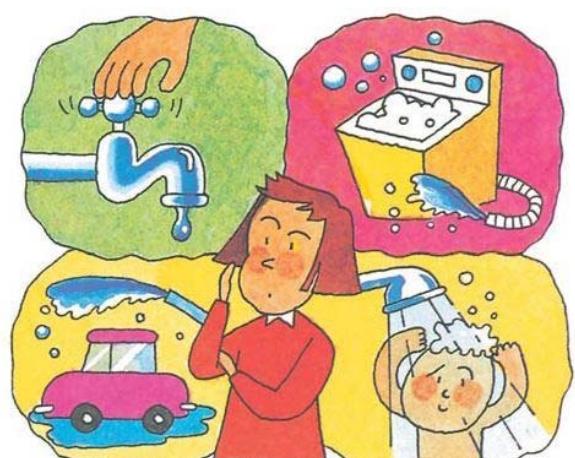
Q5

貴重な水を大切に使用するためには、どのようなことに気をつけたらよいのですか。

A5

家庭では次のようなことを心がけていただくと大切な水を上手にお使いいただけます。

- ①水を出しつ放しにせず、蛇口をこまめに開け閉めする。
- ②お風呂の残り湯を洗濯や掃除などに再利用する。
- ③洗濯をするときは、ためすすぎをする。
- ④ホースで流し洗いせず、バケツに水をくんで洗車する。
- ⑤歯をみがぐときは蛇口を止めてコップですすぐ。
- ⑥蛇口に節水コマを取り付けたり、節水型の洗濯機や便器を使用する。
- ⑦食器を洗う時は、油などの汚れは、紙や布で汚れを落としてから水洗いをする。



パネル展示

水道博士になろう!

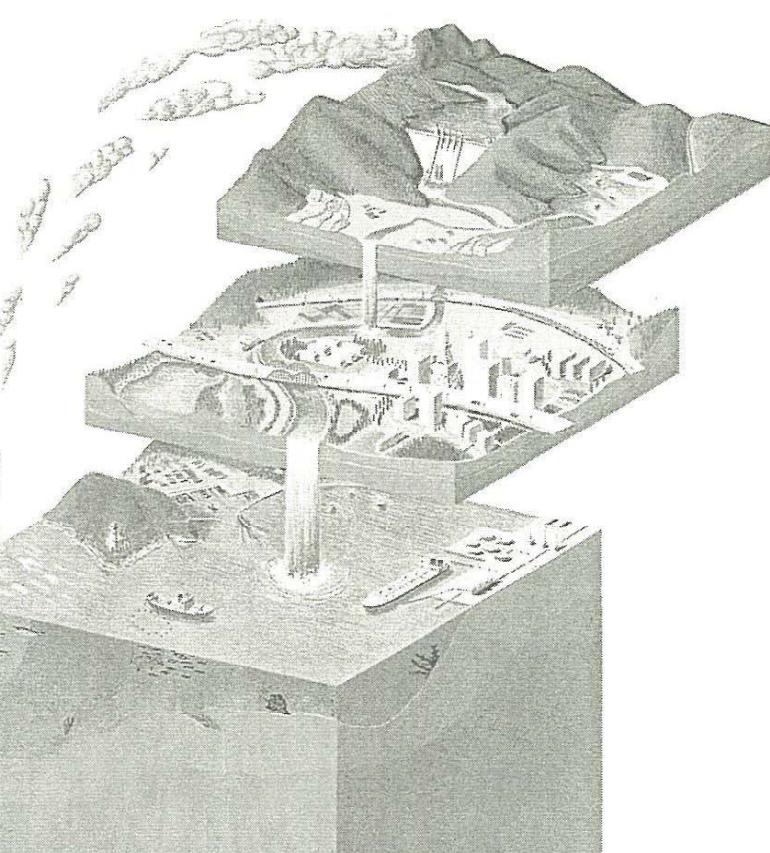


問2

多い?

少ない?

にほん
じんこうひとり
日本の人口1人
あめりかの雨の量は



■世界主要国の降水量の比較

	平均降水量	1人当たり年間水需要
mm/年	liters/person	liters/person
2,000	1,000	100,000
オーストラリア	534	201,351
カナダ	537	164,588
スウェーデン	624	30,951
アメリカ合衆国	715	22,741
フィリピン	2,348	8,166
フランス	667	7,796
日本	1,690	4,997
イギリス	1,220	4,912
中国	627	4,530
世界平均	807	16,427

(参考文献) 平成22年度 日本の水資源調査実施計画・水資源局水資源部

答

少ない

水の循環の中で私たちは水を利用しているわけですが、大切に利用しないと使える水がなくなってしまうこともあるのです。日本は、人口1人あたりの降水量が少ない国です。そのうえ、河川の流域面積も小さく急勾配であるため、降った雨を平均化して流すことができないので。日本の水資源は、決して豊かとは言えません。すべての人が水の恩恵にあずかるために、ひとりひとりが、いま一度水の上手な使い方を考える必要があります。